44　削除	
［45～84　略］	
［２～４　略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

44　(1)　新潟県魚沼市井口新田字清水上451－1　(161.80) (2)　新潟県魚沼市根小屋字上原2600－10　(125.30)	北緯37度13分57秒東経138度57分58秒の地点と北緯37度14分26秒東経138度56分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［45～84　同左］	
［２～４　同左］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

九　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～18　略］		
19	(1)　長野県南佐久郡川上村大字秋山142－1　(1352.00) (2)　長野県南佐久郡川上村大字梓山５－15　(1787.30)	北緯35度57分40秒東経138度39分01秒の地点と北緯35度58分31秒東経138度42分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［20～33　略］		
［２～４　略］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前		
1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～18　同左］		
19	(1)　長野県南佐久郡川上村大字梓山５－15　(1787.30) (2)　長野県南佐久郡川上村大字秋山142－1　(1352.00)	北緯35度58分31秒東経138度42分41秒の地点と北緯35度57分40秒東経138度39分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［20～33　同左］		
［２～４　同左］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

十　平成二十七年総務省告示第二百三十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～８　略］		

改正前		
1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～８　同左］		